

地域における日本型食生活等の普及促進

【(消費・安全対策交付金で実施) 352(352)百万円】

対策のポイント

農林漁業に触れながら、食や農への理解を深める食育を実践する「教育ファーム」や地域の食育関係団体のネットワーク化等、地域に根ざした食育活動を支援し、食育を国民運動として展開します。

<背景/課題>

- ・消費者に対して、日本型食生活を始めとした健全な食生活の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進する必要があります。
- ・「日本再興戦略」において、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることを目標として食や農林水産業への理解増進を図ることとしています。
- ・また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進を図ることとしています。
- ・さらに、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保全のためにも、食育の推進が重要とされています。

政策目標

- ・日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上(27年度までに27%)
- ・農林漁業体験を経験した国民の割合(30年度までに35%)

(日本型食生活とは)

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活です。

<内容>

1. 事業内容

日本型食生活などを普及する食育推進リーダーの育成及び地域のネットワーク作り並びに地域の食文化の継承等を支援するとともに、食や農林漁業に関する理解を深めるため、生産の場において農林漁業者等が播種から収穫までの一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援します。

【支援の対象となる活動の例】

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供
- ・農林漁業者等による食育活動である教育ファーム等

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額(1/2以内)

4. 事業実施期間 平成18年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官(03-3502-5723)]